

平成29年1月号

e~ろうむ.net  
(いい労務)

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿4-1-10-205

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744

e-mail：info@e-606.net

## 「確定拠出年金」の資産の多くが 運用されず塩漬けに

### ◆約57万人分の資産が運用されず

確定拠出年金（DC）制度で運用されずに放置されている預かり資産が今年3月末時点で1,428億円（約57万人分）に上ることが判明したそうです。原因の多くは勤務先で「企業型」に加入していた加入者が転職時などに必要な手続きを行わなかったためです。

前年より約207億円も増加しており、この5年間では約2.6倍になりました。これらの資産は厚生労働省所管の国民年金基金連合会に移されて「塩漬け」になり、加入者は老後資金の運用機会を逃していることとなります。

### ◆企業型DCの加入者は離転職時に注意が必要

確定拠出年金法では、企業型DCの加入者がDCを設けていない会社へ転職したり、自営業に変わった場合、個人型DCへの切替えや、加入の状況によっては一時金受取りの手続きを6カ月以内にとらなければなりません。

必要な手続きをとらなければ、資産は国民年金基金連合会に自動的に移されます。

この資産は運用されないで利息がつかないうえ手数料が差し引かれるため、目減りしていくこととなります。

### ◆資産がゼロになったケースも

移管された資産は、残高がゼロになった人を除いて1人平均約42万円で、残高別では、100万円超200万円までが2万人、200万円を超える人が1万3,000人等となっています。

約57万人分のうち約23万人分は、資産がなかったり金額が小さかったりしたこともあって、残高はゼロになっています。

### ◆周知対策が急務

厚生労働省は企業に対し、DC加入の退職者に必要な手続きを説明する義務を課していますが、罰則はありません。

多くの企業が何の説明もしていないのが実情と言われ、老後のために運用するはずの資産がムダになりかねない事態となっています。国民年金基金連合会も、資産を本来の持ち主に返そうと、通知を毎年送っています。

厚生労働省は、先月、年金記録を管理する機関に対し説明の強化を求めました。確定拠出年金法の改正で対象者が大幅に広がるなど、関心が高まっている中で、加入者への情報の周知や教育が一層求められることになりそうです。

## 2020年（東京オリンピック）に向けた 受動喫煙防止対策の動向

### ◆企業や飲食店は「原則建物内禁煙」に？

厚生労働省は、2020年の東京オリンピックに向けて、全面禁煙を原則とする受動喫煙防止対策の強化案をまとめました。この案について現在、同省、財務省、業界団体との議論が行われています。

防止策の具体案では、施設の使用用途別に禁煙の基準を以下の3つに分類しています。

(1) 「建物内禁煙」...不特定多数が利用する官公庁や公共施設等

(2) 「敷地内禁煙」...学校や医療機関等、未成年者や患者等受動喫煙による健康被害を防ぐ必要性に高い施設

(3) 「原則建物内禁煙（喫煙所設置可）」... (1)

(2) 以外の施設（企業や飲食店、娯楽施設等）

これに対し飲食業界などからは「喫煙室を設置するスペースはない」などとして、強い反対意見が出ているようです。

こうした中で厚生労働省は、11月から中央官庁で初の「敷地内禁煙」を実施しました。これまでは「建物内禁煙」でしたが、見本を示す形で、昼休みや夕方の時間帯を除き「敷地内禁煙」を始めました。

### ◆オリンピック開催国では罰則も

世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は「たばこのない五輪」を推進しており、今年

のリオデジャネイロは「敷地内禁煙」を実施、2012年のロンドンでは「建物内禁煙」を罰則付きで実施しました。また、2018年に控える韓国・平昌冬季五輪は、建物内は原則的に全面禁煙ですが、飲食店などには喫煙室の設置も認めるとしています。

2020年までに「ロンドン並みの厳格なルールにしたい」というのが本音ですが、喫煙室がなく分煙にしているだけの飲食店が多い日本の現状を踏まえ、「韓国並み」の案に妥協したとしています。

### ◆法整備に向けた今後の動向

厚生労働省は、たばこの葉を電気で温めて蒸気を吸う「加熱式たばこ」も規制対象にするか検討しています。「加熱式たばこ」は火を使わないため煙は出ませんが蒸気が出ます。しかし、現状では蒸気の人体への影響は定かではないことから「受動喫煙の文脈で規制するのは難しい」として調査を進めています。

受動喫煙防止対策案は来年の通常国会での法整備を目指しており、早ければ年内に規制の最終案が作成される予定です。

## 1月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

○法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]

○給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>  
[市区町村]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]

○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

## 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]